

【2011年9月15日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第51号 ■

労働保険料などの免除対象地域が追加になりました

厚生労働省では、東日本大震災に伴い、申請により最大で1年間、被災地域において労働保険料などの免除が受けられる特例措置を行っています。このたび、政令改正により、特例の対象地域が追加されましたので、お知らせします。

○追加地域（7市町）

〔茨城県〕坂東市

〔栃木県〕佐野市

〔埼玉県〕久喜市

〔千葉県〕匝瑳市、香取郡神崎町、山武郡大網白里町、長生郡白子町

※既に指定されている地域については、下記URLをご覧ください。

追加地域に事業場がある事業主の皆さまは、所定の要件に該当する場合、平成23年3月1日にさかのぼって労働保険料が免除されます。

詳しい内容は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

【労働保険料の免除についての詳細】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」）

へリンク) <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====